

平成2年1月30日（火曜日）

号外第 2065 号

早稲田大学広報

総長室広報課発行

学術研究提携等ガイドライン検討委員会

報 告 書

平成元年 11 月 14 日

学術研究提携等ガイドライン検討委員会

○目 次

一、検討の経過

二、検討の結果

1. 課 題
2. 形 式
3. 提 言
4. 学術研究提携等審査委員会の設置
5. その他

付録資料Ⅰ

1. 学術研究提携等ガイドライン検討委員会設置要綱
2. 学術研究提携等ガイドライン検討委員会委員名簿

付録資料Ⅱ

1. 寄附講座運営要領
2. 研究所事業経過の概要
3. 寄附受理一覧
4. 受託研究等契約書（例）

付録資料Ⅲ（本大学規約集）

付録資料Ⅳ

1. GUIDELINES FOR RESEARCH PROJECTS UNDERTAKEN IN COOPERATION
WITH INDUSTRY, POLICIES RELATING TO RESEARCH AND OTHER
PROFESSIONAL ACTIVITIES WITHIN AND OUTSIDE THE UNIVERSITY
(Harvard University)
2. INTRODUCTION TO RESEARCH AGREEMENTS WITH INDUSTRIAL SPONSORS
(Massachusetts Institute of Technology)
3. OTHER UNIVERSITY POLICIES AFFECTING FACULTY EMPLOYMENT
(Yale University)

一、検討の経過

本検討委員会は、学術研究提携等ガイドライン検討委員会設置要綱（昭和 63 年 10 月 27 日施行。付録資料Ⅰ－1。委員については付録資料Ⅰ－2 参照）に基づいて設置され、平成元年 1 月 25 日以来 10 回にわたって委員会を開催し学術研究提携等ガイドラインについて検討を行った。

昭和 62 年に提示された総長 4 原則（後に理事会 4 原則となった）等を契機として、大学のあり方を全学的に検討するために、教務部・教員組合及び職員組合共催のシンポジウムが「開かれた大学を目指して」をテーマとして連続して開催され、またガイドライン懇談会による大学と社会の関係をめぐる問題点の整理と大学が準拠すべき指針の検討が行われた。

本検討委員会は、これらの学内における討議と検討の成果を背景として設置されたから、とりわけガイドライン懇談会報告書（早稲田大学広報号外第 1944 号、昭和 63 年 11 月 10 日）を基本的資料として評価し、その検討から活動を開始した。検討委員会の開催経過は次のとおりである。

* 第 1 回（平成元年 1 月 25 日）

【委員会の運営について。西原総長挨拶。ガイドライン懇談会報告書の概略の説明と質疑応答】

* 第 2 回（平成元年 2 月 13 日）

【ガイドライン懇談会報告書の検討】

* 第 3 回（平成元年 3 月 13 日）

【前 2 回の討議のまとめと課題整理】

* 第 4 回（平成元年 3 月 30 日）

【関係箇所における外部との提携の現状と課題：人間総合研究センター、理工学研究所、システム科学研究所を中心に】

* 第 5 回（平成元年 4 月 22 日）

【関係箇所における外部との提携の現状と課題（続き）：早稲田大学の受託、共同研究、寄付講座を中心に。ハーバード大学のガイドラインの分析。研究・教育の公共性、軍事研究の検討】

* 第 6 回（平成元年 5 月 16 日）

【第 4・5 回検討委員会の討議の総括的検討。軍事研究の検討（続き）】

* 第 7 回（平成元年 5 月 27 日）

【大学問題研究会報告書の関連ある提言の検討】

* 第 8 回（平成元年 6 月 24 日）

【学術研究提携等ガイドライン検討委員会報告の骨子及び残された課題について。エール大学のガイドラインの分析】

* 第 9 回（平成元年 9 月 16 日）

【委員会報告書（素案）の検討。学内教職員の意見聴取のスケジュールについて】

* 第 10 回（平成元年 11 月 14 日）

【委員会報告書の検討】

検討した資料のうち本報告書の理解に役立つであろうと判断したものを付録資料Ⅱ～Ⅳとして添付しておく。

なお、第 9 回委員会で承認された学術研究提携等ガイドライン検討委員会報告書（素案）について、平成元年 10 月 19 日に開催された第 19 回将来計画審議会及び平成元年 10 月 28 日に本検討委員会が開催した公聴会において学内教職員の意見を聴取した。提出された意見は最終報告書作成にあたって考慮された。

二、検討の結果

1. 課 題

(1) 大学は研究と教育を担う機構として歴史的に確立された。大学における知的創造活動によって生み出された科学・技術上の成果の普及は、人類の福祉と社会の発展に寄与してきたし、将来果すべき役割は一層大きくなると考えられる。また、大学は科学・技術上の成果を教育を通して伝えることによって、教養と職業能力と知的想像力を具えた人間を社会に送り出してきた。

研究と教育は、大学においてのみ行われるものではなく、人間と人間集団が自らの行動を方向づけるために不可欠であるため、社会の到るところで営まれている。とくに、国家、地方公共団体及び企業によって目的意識的に設立され、運営されている研究機関の比重は増大しつつあるといえる。

個人として行うものであれ、大学という機構に支援されて行うものであれ、研究者相互の知識の交換と相互の批判を通して研究は進歩する。したがって、大学における研究の発展は、その構成員相互における知識の交換と批判にとどまらず、学外との交流をも欠くことはできない。とくに科学技術の高度化に伴う施設と所要経費の巨大化は、学外の研究機関との提携をますます必要としている。

大学の担う教育においても、社会人教育ないし生涯教育を通して研究成果の普及を図り、さらに急速に進歩する科学・技術上の知識を企業で働いている人々に提供することによって職業上の能力を向上させるなど、その内容が拡大し、多面化してきた。また、大学院における教育においては、学外の研究機関の研究者と交流し、切磋琢磨することによって創造的研究能力を育成する必要性も指摘されている。

(2) 高度化し、新たな分野への広がりをもちつつある科学技術の発展と、それに対応して要請される教育の高度化という状況の中で、大学が中心的役割を担っていくためには、大学の研究教育体制の改革を推進していかなければならない。研究施設の拡充、研究者の確保、研究組織の改革が主要な課題となる。学外の研究機関との提携によって充足される面があると同時に、大学が独立の研究教育機関として存立するためには、独自の体制を確立していかなければならない。そのための大きな障害は財源である。

早稲田大学における学外資金及び受託研究の受入れの現状については、ガイドライン懇談会報告書 6～7 頁の記述を参照されたい。

(3) 国家及び社会に対して財源を求めていく大学側の根拠は、研究教育のもつ公共性にある。大学における研究の公共性は、研究成果の公開によって国民及び人類の福祉に貢献することにより、高度専門知識の教育を含む教育の公共性も明白である。

(4) 大学における研究水準の向上、教育の改善のために、学外との人的交流を深め、外部資金の導入を図る形態は多岐にわたる。早稲田大学については、教育研究資金の寄附、特定事業計画に対する募金、受託研究、共同研究、共同事業、客員（又は特別）研究員の委嘱、寄附講座、研究用機器等の物品寄附等である。

これらの形態での社会との接触・提携はますます深まっていくが、国家と社会の中で真理に対する廉直さによって人類の福祉に寄与することに存在理由をもつ大学のあり方に変容をもたらすおそれを伴っている。企業の利潤原理と政治的動機が支配する科学技術政策及び教育政策という体制上の原理が、大学における研究教育の原理を侵蝕するおそれがあるからである。

大学が、社会に対して公共性を根拠に協力を要請するとき、真に公共性の内実を有する研究教育を実現する努力を絶えず続けていくとともに、大学の存在理由を危くすることがないように自らを厳しく律していかなければならない。学術研究提携等ガイドラインの設定の必要性はここにある。

2. 形 式

大学として、学術研究提携等にあたって制定すべき指針は、多様なレベルのものを含みうる。①大学又は大学の機関の意思決定にあたって準拠すべき基本原則、②大学の構成員の個人的諸活動にあたって遵守すべき倫理綱領、③大学内における研究作業にあたって遵守すべき安全上・倫理上の指針、④①の意思決定にあたっての細目にわたる規則（例えば、契約条件及び手続について）等である。

本検討委員会は、設置された経緯に鑑み上記の①に検討を限定した。それが緊急の課題であるからであるが、他の指針については別個の手続によるべきと考えられるものがあり、また別途制定されあるいは制定に向けて検討中のものがあり、整備すべき余地があるとはいえ一応制度化されていると評価しうるものがあるからである。

しかし、大学又は大学の機関の意思決定にあたって準拠すべき基本原則は、大学の構成員個人を直接拘束しないが、諸活動にあたって参照されることが望ましいといえることができる。

3. 提 言

(1) 審議の経緯

前述したように、総長（理事会）4原則の提示及びガイドライン懇談会報告書の提言を引き継いで本検討委員会における検討は行われた。

(2) 学術研究提携等ガイドラインの表現形式

総長（理事会）4原則は次のとおりである。

- 1 学問の独立、自由を守ること
- 2 特定の企業の利益に一方的に奉仕するものでないこと
- 3 早稲田大学の研究全体が、企業利潤の追及の補助という方向に向かわないこと
- 4 軍事研究および軍事研究への寄与はおこなわないこと

第1原則の表現形式はポジティブであり、第2原則以下はネガティブである。これに代えてガイドライン懇談会報告書は次の3原則を提言した。

- 1 人類の平和と福祉に寄与するものであること
- 2 公共の利益に寄与するものであること
- 3 学問の独立、自由を守ること

すべての原則についてポジティブな表現形式を採用した理由は、「否定的表現の場合どちらかといえば肯定的表現の場合よりも限定の度合いが強く、その意味では、軍事研究などの鍵になる言葉、文脈の指示内容を十分明確にしておく必要がある」（報告書13頁）こと、さらに積極的に学外との提携、学外資金の導入を要請していく場合、「…はしない」という断りの言葉を用いるのは折衝の技術からみて不適切だということにあった。

用語の指示内容は可能なかぎり明確にすることが必要である。しかし、ポジティブな表現形式に置き換えた場合でも、具体的事例に関する意思決定にあたって、その指示内容の確定の作業が不可避免的になるから、この時点で合意形成ができる内容については、ネガティブな表現形式を採用することは可能であり、限界事例については今後の運用による基準形成に委ねることが合意的であることもあろう。

学外との折衝技術上の障害については次のように考える。学外との折衝において、大学側が能動的であるとき提示するものは研究教育にかかわるプログラム自体であって、そのプログラムの合理性を内部的にチェックするのがガイドラインである。大学側が受動的であるときは、受入れの可否をチェックするものとしてガイドラインが機能する。したがって、学外との折衝技術上の障害は実際には存しないといえよう。

本検討委員会は、以上の理由により表現形式にはこだわらないこととした。

(3) 学術研究提携等ガイドライン

- 1) 前述した様に、ガイドラインの性格は、大学又は大学の機関の意思決定にあたって準拠すべき基本原則とする。
- 2) 意思決定の細目にわたる規則が不可欠であるが、基本原則と細則に規定する事項の配分は、重複することもありうるし、後者に定める事項は前者に定める事項の具体化、あるいは補完ということもありうる。基本原則であることを考慮しつつ、必要と考えられる事項については、その中に包摂した。
- 3) ガイドラインは前文と諸原則から成る。

【前文】

大学における研究の発展及び教育の向上のために、学内における研究教育体制の改革と並び、学外の研究機関との研究成果、問題意識の交換、研究者との交流及び学外資金の導入がますます必要となってきた。しかし、学外との学術研究提携等が確固とした方針に基づくことなく推進されるならば大学における研究教育を歪め、大学の存在理由を失わせるおそれがある。大学が主体性と独自性を保持しつつ、正しく学外との学術研究提携等を発展させるために、ここに早稲田大学学術研究提携等ガイドラインを定める。

【基本原則】

1. 学問の自由、独立を守らなければならない。
(趣旨) 大学における研究教育の不可欠の条件である。その内容を展開すれば下記の諸原則(4及び6)を導くが、それらを包括する原則として規定する。

2. 世界の平和と人類の福祉に寄与するものでなければならない。

軍事研究・開発は認められない。

(趣旨) 前段は、研究教育が目ざす普遍的価値を表す。軍事研究・開発は、「より効果的な兵器とそれらのより有効な使い方、さらに相手方がそれらを使ったとき、同じ兵器を無効にする手段を創り出すための軍事的応用あるいは軍事的潜在力となりうると考えられるすべてのことに、知識と専門的技術を用いる努力」と定義される(ストックホルム平和研究所、YEARBOOK、1983)。

学術研究提携との関連では、国内外の軍関係機関との提携、企業との明示された兵器の開発は

排除される。しかし、例えば新素材の開発を目的とするような研究は、その成果が軍事に転用される可能性があるという理由だけで排除され则认为てはならない。研究の自由、後記の研究成果の公表原則や世論による転用の抑止が果たす役割を考慮に入れるべきであるからである。

3. 大学における研究の発展、教育の向上に寄与するものでなければならない。

（趣旨）総長（理事会）第2原則の趣旨の読み替えである。提携する双方にとって利益をもたらさないならば無意味だからである。

4. 研究成果の公表を禁止された秘密研究は認められない。研究委託者及び共同研究者との信頼関係に基づく合理的制約は許容される。

（趣旨）とりわけ大学における研究のもつ公共性は、その成果が公表されて人類の福祉に貢献すること、研究の一層の発展に寄与することにある。この原則は、第1原則の系の一つである。同時に、第2原則の機能を補完する。

「信頼関係に基づく合理的制約」とは、付録資料Ⅱ-4の受託研究契約書例に見られる研究成果の発表に関する条項の内容を指示するにとどまるのであって、この原則の適用は厳格に行われなければならない。

5. 社会的公正に適合しなければならない。

（趣旨）抽象的な原則であるが、学外資金の導入にあたって生じうる問題に対処するものである。社会的に輦蹙を買う資金、あるいは不正と評価される方式での資金の導入は避けるべきである。

寄附者に対しては大学は礼を盡すべきである。社会と価値観が多元化し、大学に対する期待も多様化しているから、施設等に寄附者の名前を冠することは慎重な検討を経たうえであるべきである。要件及び個人名か法人名かなどがその際考慮されなければならない。

6. 学術研究提携等の決定は、別の定めがある場合を除き大学理事会または大学の機関の管理委員会の議決を要する。審議にあたっては、関連する資料は全面的に開示されなければならない。

（趣旨）従来の学内の意思決定手続きに従うこと、十分な情報が判断のために提供されるべきことを定めた。民主的な意思形成を担保しようとするためである。

総長（理事会）4原則は、第3原則を除き、一部読み替えのうえ上記の基本原則に包摂された。第3原則は、必ずしも趣旨が明らかではないが、大学の研究全体がその方向に向かうことは現実には予想することはできない。上記の原則に含まれない、この表現の含意を見出すとすれば、学内の多様な研究分野の調和のとれた発展ということになるろう。これは、学内資金の配分と、学外資金導入に対する大学の支援体制によって解決すべきだと考えられる。

ガイドライン懇談会報告書の第2原則は、その趣旨は上記原則の中に包含されたと考える。ガイドライン懇談会報告書の提言した具体的準則（報告書14頁）は、契約条件にかかわるものの一部を除き、上記原則の中（とくに第6原則）に包摂されている。

4. 学術研究提携等審査委員会の設置

ガイドラインの運用等の任務を担う標記の委員会の設置を提案する。

(1) 任 務

- 1 ガイドラインの運用に関する紹介に応ずること
- 2 学術研究提携等にかかわる契約の事後審査
- 3 ガイドラインの運用及び制度の改善に関する勧告

(2) 構 成

4つのカテゴリーに属する教職員から構成されるものとし、①教務担当常任理事、教務部長、財務部長 計3人、②学部長の中から選出された者3人、③研究所長の中から選出された者3人、④総長が教職員の中から推薦した者6人、総計15人とすることを一案として提言しておく。

(3) 年次報告

学術研究提携等の現状と委員会の審査その他の活動の状況を学内の教職員に公表するために、委員会は各年度ごとに報告書を作成し、早稲田大学広報に掲載するものとする。

(4) 従来検討過程で使用された「外部資金等運用委員会（仮称）」をその任務の内容に即して改称した。

5. その他

(1) 学外との学術研究提携にあたっての契約条件にかかわる折衝（とくに知的所有権の帰属が重要な項目である）、教育研究資金の寄附者の開拓を支援するための機構とスタッフを整備する事が望ましい。

(2) 早稲田大学教育研究基金（仮称）については、寄附金等に対する免税措置が重要な課題であるが、国の制度にかかわり、かつ教務部において盡力しているので本報告書では言及しないこととした。

付録資料 I

1. 学術研究提携等ガイドライン
検討委員会設置要綱
2. 学術研究提携等ガイドライン
検討委員会委員名簿

学術研究提携等ガイドライン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 学外諸機関との学術研究提携等に関するガイドラインおよびその運用基準等の素案を作成することを目的として、学術研究提携等ガイドライン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管)

第2条 委員会は、教務部所管とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次の区分による委員をもって構成する。

- 一 各系統学部が、本属の専任教員のうちから選出した者 各1人
- 二 各研究科が、当該研究科委員のうちから選出した者 各1人
- 三 研究所長会が、研究所本属の専任研究員のうちから選出した者 若干人
- 四 本大学の専任教員のうちから総長が推薦した者 若干人
- 五 教務担当常任理事
- 六 教務部長

(委員の嘱任)

第4条 委員会の委員は、大学が嘱任する。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員のうちから総長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議事を整理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務部教務担当課長が行う。

附則

この要綱は、昭和63年10月27日から施行する。

学術研究提携等ガイドライン検討委員会委員名簿

	箇所名	委員氏名
第3条第1号委員	政 経	教授 安藤 哲吉
	法	教授 早川 弘道
	一・二文	教授 雲英 末雄
	教 育	教授 石居 進
	商	教授 江夏 健一
	理 工	教授 ○河合 素直
	社 学	教授 長谷川 茂
	人 科	教授 野呂 影勇
第3条第2号委員	政 研	教授 藤原 保信
	経 研	教授 佐竹元一郎
	法 研	教授 近江 幸治
	文 研	教授 富田 正利
	商 研	教授 原田 俊夫
	工 研	教授 堀井健一郎
第3条 第3号委員	理 工 研	教授 藤本 陽一
	システム研	教授 長谷川幸男
	社 研	教授 中村 尚美
第3条 第4号委員	法 学 部	教授 ◎牛山 積
	法 学 部	教授 佐藤 英善
	社会科学部	教授 岡澤 憲芙
第3条第5号 第6号委員	常任理事	教授 柏崎利之輔
	教務部長	教授 川瀬 武彦

◎印

委員長

○印

副委員長